

政権交代したばかりの英国で6月中旬、金融監督体制の大きな変更がオズボーン財務相から発表された。

従来、銀行や住宅貸付組合、保険会社など金融機関の健全性を確保するための監督権限は金融サービス機構(FSA)が持っていた。今回の変更は、この権限を英国の中央銀行であるイングランド銀行傘下の新組織に移

英国の金融監督制度改革

日本総合研究所理事 翁 百合



翁 百合
者保護の
徹底を図
た、投資
家・消費

す。さらに、マクロ経済動向や金融市場の動きを踏まえた規制監督政策(マクロプルーデンス)を担う独立した委員会をイングランド銀行に新設する。また、投資家・消費者保護の徹底を図るため、新たな機構を作るとされている。

英国では以前、金融監督の権限はイングランド銀行にあった。しかし、97年にFSAが創設され、00年の金融サービス

市場法制定でFSAによる一元的な監督体制が整備された。

しかし、07年後半以降に起きた世界的な金融危機の過程で、住宅関連証券化商品に傾注していたノーザンロック銀行の取り付けを未然に防止できず、金融市場に大きな混乱を招くなど、FSAの力不足やイングランド銀行、財務省などとの連携不足が問題視された。それだけに、英国で政権交代が起きれば、こうした監督体制の変更があるのではないかと、この見方は

強かった。この間、今回の金融危機を踏まえ、国際的な金融サークルや学際でもマクロプルーデンスの視点が重要との認識が急速に高まってきていた。

中央銀行を中核として市場全体の安定を図ろうとする英国の取り組みがどのように肉付けされていくのか、金融政策の制約にならないのか、金融政策と監督政策が相乗効果を発揮できるのか。今後の世界の潮流を占う上でも、その動向は注目値する。